

# 消防の動き



2010  
**3**  
No.468

- 「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」の開催
- 救急安心センターモデル事業の実施状況
- 平成22年度消防庁広報テーマ
- 住宅用火災警報器の普及状況の推計結果（平成21年12月時点）



**FDMA**  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



春の全国火災予防運動  
3/1~3/7

消えるまで ゆっくり火の元  
にらめっ子



備えよう! 住宅用火災警報器

福田 沙紀



総務省消防庁 全国消防長会

財団法人 日本防火・危機管理促進協会  
URL <http://www.boukakiki.or.jp>

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役だっています。

平成22年春季全国火災予防運動広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

# 学生の緊張と感激 —教育水準を保つ工夫—



消防大学校長 岡本 全勝

消防大学校では、年間、21の学科と10の短期コースを開講しています。国(消防庁)が期待する内容と水準、そして現場(各自治体と消防本部)が必要とする内容と水準を保つために、次のような二つの評価を組み込んでいます。

一つは、学校による学生の評価です。効果測定、すなわち試験を実施することで、卒業生の知識と技量の水準を保つようにしています。学生からは、しばしば、「効果測定がなければ、大学生活は楽しいのに」「先輩からは、懇親を深めてくれればよいと聞いていたのに、えらい違いです」といった「苦情」が寄せられます。

しかし、最高の消防幹部研修機関として、学生に負荷がかかることは、当然です。特に幹部科にあっては、インターネットを使った事前学習が56時間あり、その中に小テストがある上に、入校時に効果測定を行います。卒業に際して、かなりの人数の学生が、涙を流します。40歳、50歳の「おじさん」が感激する。その理由は、達成感だと思います。

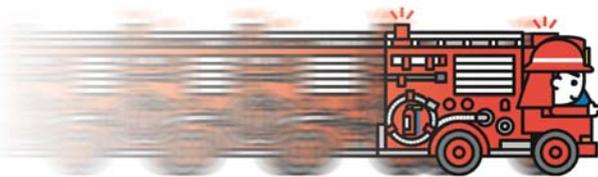
もう一つが、学生による授業の評価です。5段階評価による採点と、アンケートによって、良かった点、悪かった点、改善すべきことを聞きます。それも参考にして、学校は、講師の方へ次回授業の「修正のお願い」をしたり、場合によっては、講師の変更や科目の変更を行います。

学生の評価は、一般的に訓練は高く、座学は低くなります。体を動かす訓練は、参加することで、学生の満足が高まるのでしょう。一方、同じような内容の座学でも、講師によって、学生の満足度が異なります。

学生の評価が極めて高い授業に、「校歌指導」があります。もっとも、校歌は導入部であって、発声や挨拶の基本を指導していただきます。社会人である以上、人前で話す、それも相手にわかりやすく話すことは必須です。さらに消防の場合は、現場での命令・報告・確認と、はっきりと手短かに伝えることは基本です。もちろん、大学校の学生は各消防本部の幹部ですから、声は大きくはっきりしています。しかし、音楽の先生の前に出ると、まだまだなのです。

全員で、あるいはグループで、さらには個別にみんなの前で、声を出し、挨拶をさせられます。そして、どのような点が悪いか、良いかを指摘していただきます。学生は、声を出すことで参加し、指名されることで緊張し、叱られることで緊張感が高まり、褒められることでほっとします。

「やってみせ、言って聞かせてさせてみて、褒めてやらねば人は動かじ。」山本五十六元帥の名言だそうです。人を動かす際の基本です。学生たちは、そのコツを体得して、消防本部に帰って実践しているのでしょう。



## 「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」の開催

消防・救急課

### 1 目的

消防職員の団結権のあり方について、労働基本権の尊重と国民の安心・安全の確保の観点に立ち、関係者の意見を聞きながら検討を行うため、消防職員の団結権のあり方に関する検討会を開催しました。

### 2 今後のスケジュール

関係者の意見を十分踏まえるため、消防の実態調査や、関係者へのヒアリングなどを行いながら、今年の秋頃には取りまとめができるよう検討が進められる予定です。

【第1回】 1月22日(金)	○消防行政の概要等についての説明 ○消防職員の団結権に関する議論の経緯についての説明 ○フリートーキング
【第2回】 2月26日(金)	○第1回の議論等を踏まえた今後の検討課題の整理 ○フリートーキング
3月～5月	○消防本部・消防署の業務実態調査(現地視察及び意見交換) ○関係者・関係団体ヒアリング(2回程度)
夏	○これまでのヒアリング・意見交換等を踏まえて論点整理及び意見交換(2回程度)
秋	○取りまとめに向けて基本的な考え方について意見交換、取りまとめ(2回程度)

※会合の開催は基本的に月1回・各2時間程度

### 3 検討会構成員

#### 消防職員の団結権のあり方に関する検討会構成員

(五十音順・敬称略)

(座長)

小川 淳也 総務大臣政務官

(座長代理)

辻 琢也 一橋大学大学院教授

(委員)

青山 佳世 フリーアナウンサー

荒木 尚志 東京大学大学院教授

岡本 博 全日本自治団体労働組合書記長

川田 弘二 茨城県稲敷郡阿見町長

菅家 一郎 福島県会津若松市長

吉川 肇子 慶應義塾大学准教授

木村 裕士 日本労働組合総連合会総合企画局長

迫 大助 全国消防職員協議会会長

下井 康史 新潟大学大学院教授

人羅 格 毎日新聞社論説委員

三浦 孝一 京都市消防局長



消防職員の団結権のあり方に関する検討会

## 救急安心センターモデル事業の実施状況

### 救急企画室

#### 1. はじめに

近年、救急出場件数が大幅に増加しています。増加の要因としては、少子高齢化社会の進展、核家族化の進行、住民意識の変化などが挙げられますが、これらの要因のほかに、救急要請をすべきか、病院へ行くべきか否かの判断に迷った場合に119番通報するケースも相当数にのぼると考えられます。

従来、一部の消防機関においては、診療可能な医療機関の情報提供や応急手当方法の指導が行われているところですが、これらの相談サービスに加えて、救急需要対策の一環として、医師や看護師と連携した医学的に質の高い救急相談体制を構築することが求められています。

このような救急相談体制の全国的な展開に向けて、消防庁においては、平成21年度に市民の安心・安全を担う消防機関と医療機関とが連携して実施する「救急安心センターモデル事業」（以下「モデル事業」という。）を愛知県、奈良県及び大阪市の3地域で実施しています。

以下、モデル事業の実施状況等を解説します。

#### 2. 救急業務の現状

平成20年中における全国の救急出場件数は約510万件と、前年と比較して、約19万件減少していますが、平成16年から連続して500万件を超えています。平成10年における全国の救急出場件数は約370万件であり、この10年間で約38%も増加しています。救急出場件数の増加に伴い、現場到着時間（119番通報から現場に到着するまでに要した時間）、病院収容時間（119番通報から病院に収容するまでに要した時間）ともに遅延傾向にあり、平成20年中の現場到着時間の平均は7.7分（平成10年は6.0分）、病院収容時間の平均は35.0分（平成10年は26.7分）となっています。また、平成20年中の救急自動

車による搬送人員数は約468万人であり、このうち入院加療を必要としない軽症傷病者の割合は50.9%となっています。

このように救急業務の現状を見てみますと、救急出場の件数が急増している一方で、救急搬送人員の約半数が軽症傷病者となっています。軽症傷病者の中には、タクシー代わりの利用や事前予約のある外来通院など、救急事案に該当しないものも含まれていると考えられますが、一方で、救急要請すべきか判断に迷う場合において、このような場合の相談先が整備されていないため、119番通報しているケースも少なからずあるものと考えられます。

#### 3. モデル事業の実施概要

##### (1) 救急安心センターの概要

モデル事業では、住民の安心・安全を担う消防機関と医療機関とが連携し、住民が救急自動車を呼ぶべきか否か迷う場合の不安に応える救急相談窓口（救急安心センター）を設置し、住民の救急相談に対応しています。

救急安心センターに寄せられる相談のうち緊急性がある場合には救急自動車の出場を要請し、緊急性がない場合には救急相談や医療機関案内で対応しています（図1参照）。

##### (2) 設置場所

救急安心センターは、原則として、消防機関に設置することとしており、相談業務と各消防本部の指令センターの指令業務との連携を図ることとしています。大阪市においては、大阪市消防局の指令情報センター内に救急安心センターが設置されており、相談内容に緊急性がある場合には、直ちに救急自動車を出場させる体制が確保されています。

ただし、地域において既に医療相談事業や医療機関案内事業等を実施しており、これらの事業の実施場所を救急安心センターの設置場所とすることが効果的である場合には、消防機関以外に設置することも認められています。

##### (3) 相談体制

救急安心センターには、医師、看護師、相談員が配置され、医学的にも質の高い相談

図1 救急安心センターイメージ図



に応じることができるようにされています（救急安心センターに常駐する医師を確保することが困難である場合には、医師へ電話を転送できる体制をとることとしています）。

また、救急安心センターは、24時間365日体制で実施することとしており、常時、住民の救急相談に応じる体制が整えられています。

#### (4) 電話番号

救急安心センターへの電話番号については、共通の短縮ダイヤル「#7119」となっています。モデル事業実施地域においては、固定電話からも携帯電話からも、#7119により救急安心センターに電話につながり、救急相談を行うことができるようにされています。

## 4. モデル事業の相談実績

平成21年10月1日から12月31日までの3か月間のモデル事業の相談実績は次のとおりです（以下の実績については、速報値であるため、今後、数字の異同があり得るものです）。

### (1) 相談件数

#### ① 全相談件数

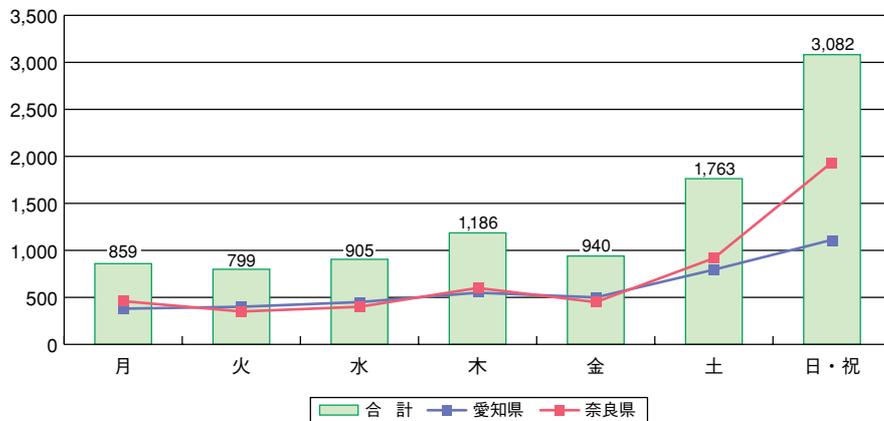
モデル事業実施団体の全相談件数は、愛知県が4,291件（1日当たり約47件）、奈良県が5,243件（1日当たり約57件）、大阪市が4万2,259件（1日当たり約459件）となっています。

#### ② 曜日別の相談件数

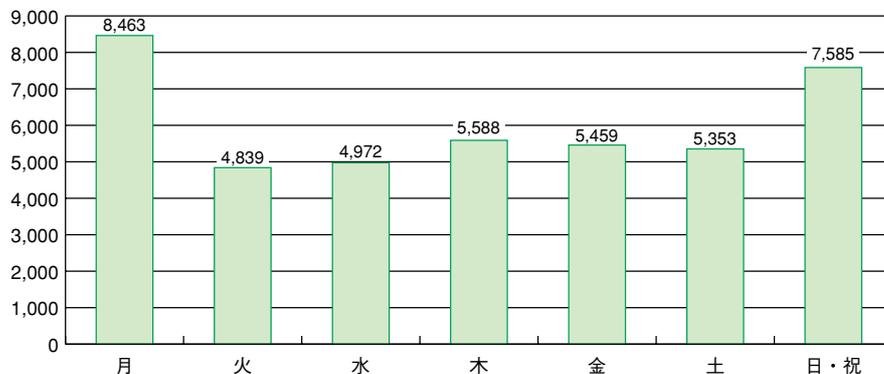
3団体全体の曜日別の相談件数については、愛知県及び奈良県では、日曜・祝日が特に多く、次に土曜日が多

グラフ1 曜日別の相談件数

(1) 愛知県・奈良県



(2) 大阪市



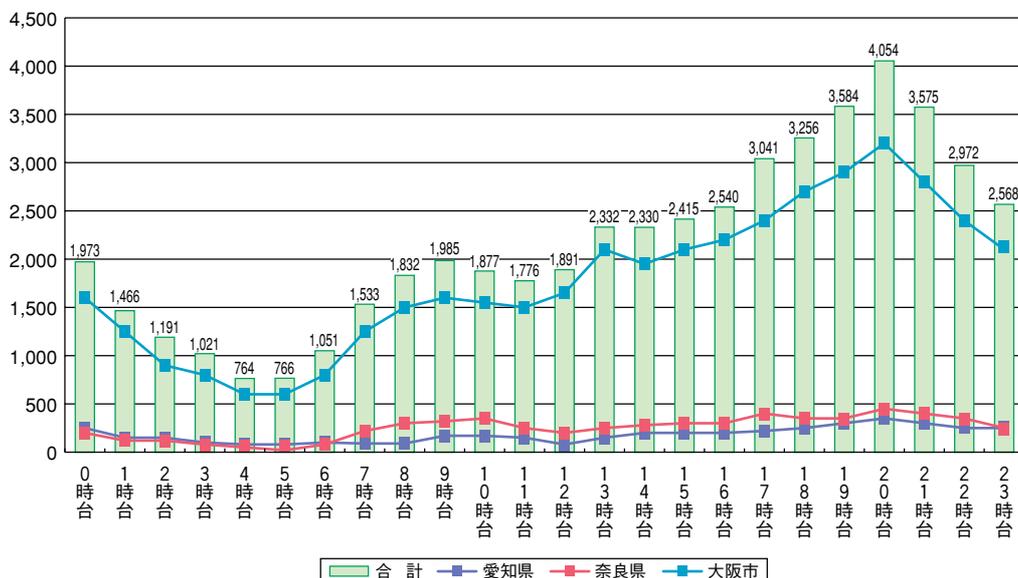
※ 大阪市においては、祝日を区別して集計していない。

くなっています（グラフ1参照）。また、祝日を区別して集計していない大阪市では、月曜日が一番多く、次に日曜日が多くなっています。土曜・日曜・祝日は医療機関が休診となることが多いことから、これらの曜日の相談が多いものと考えられます。

#### ③ 時間帯別に見た相談件数

3団体全体の時間帯別の相談件数については、20時台をピークとして、17時台から23時台までが多くなっています（グラフ2参照）。医療機関の診療が終了する夜間帯の相談が多くなっているものと考えられます。

グラフ2 時間帯別の相談件数



## (2) 相談対象者・相談者の属性

### ① 性別

3団体全体の相談対象者の男女比は、男性が47.6%、女性が48.4%となっており、女性の方がやや多くなっています。団体別では、奈良県及び大阪市では女性の比率が高く、愛知県では男性の比率が高くなっています。

## ② 年齢構成

3団体全体の相談対象者の年齢構成は、0歳～4歳が28.9%、5歳～9歳が18.0%となっており、相談対象者の多くが小児で占められています（グラフ3参照）。小児の救急相談事業については、いわゆる「#8000」が全国的に実施されており、救急安心センターの相談対象者と重複する部分が相当程度あることから、これらの事業との整理・連携について、このような相談の実態を踏まえて、今後検討する必要がありますと考えられます。

## ③ 相談者

実際に救急安心センターに電話をした相談者の内訳は、3団体全体では、家族（配偶者、父・母、祖父母）が70.7%、本人が22.5%となっています（グラフ4参照）。全相談者のうち相談者が父・母のものが、愛知県では50.9%、奈良県では61.1%となっており、相談者の半数以上が父・母で占められています。相談対象者の約半数が小児で占められており、これらの小児の父母が相談しているものと考えられます。

## (3) 相談内容等

### ① 相談内容

相談内容の内訳は、愛知県では救急医療相談が75.8%、医療機関案内が3.9%、奈良県では救急医療相談が58.8%、医療機関案内が35.5%、大阪市では救急医療相談が31.3%、医療機関案内が58.1%となっています。

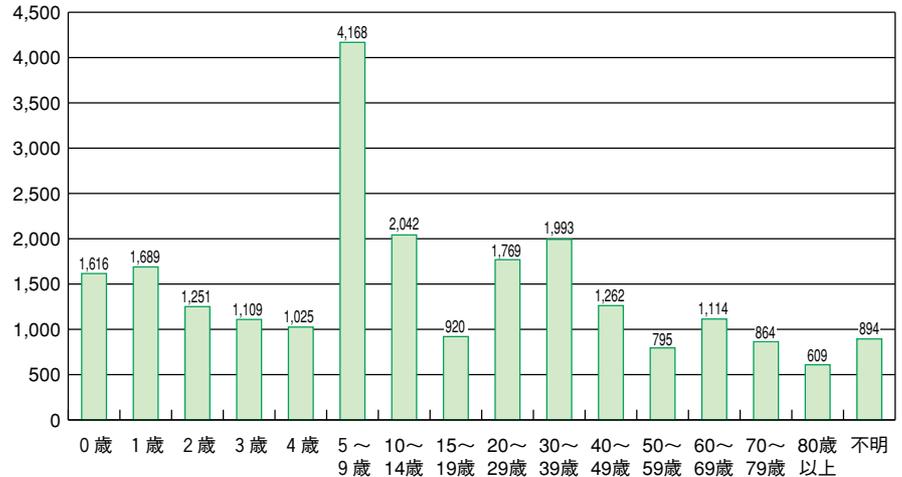
### ② 119番への転送

救急相談の結果、119番へ転送したものと及び119番へのかけ直しをすすめたものについては、愛知県では119番へのかけ直しをすすめたものが123件、奈良県では119番へのかけ直しをすすめたものが94件、消防へ転送し搬送を要請したものの12件、大阪市では救急出場したものが853件となっています。

## 5. 救急相談事業に対する財政措置

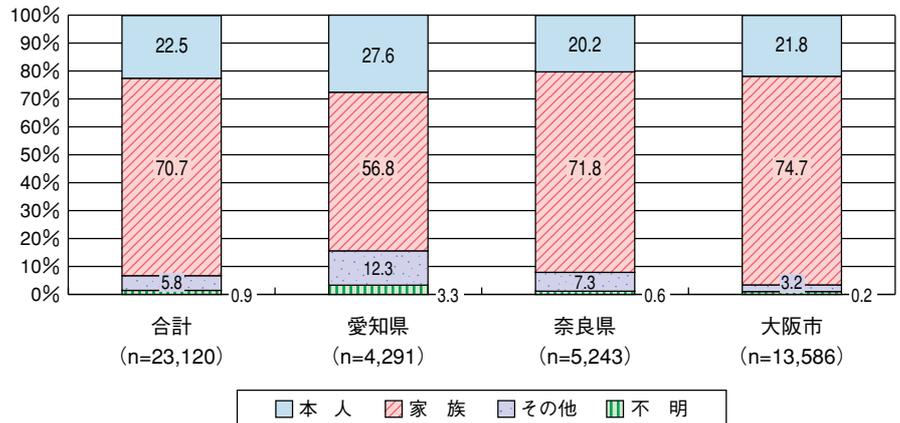
総務省では、医師や看護師と連携した医学的に質の高い救急相談事業を実施できるようにするため、市民からの救急相談に対応するための職員（再任用）の配置に必要な経費について、平成21年度から普通交付税の市町村消防費において措置しています（平成22年度の措置額は人口10万人の標準団体当たり7,536千円）。これを活用することにより、市町村が共同して高度な救急相談事業を実施することが可能となっているので、各市町村において

グラフ3 相談対象者の年齢構成



※ 大阪市は、相談内容が医療相談のもののみを集計

グラフ4 相談者の属性



※ 愛知県及び奈良県は、「配偶者」「父/母」「祖父母」を家族として集計  
※ 大阪市は、相談内容が医療相談のもののみ集計

は積極的な取組が期待されます。

## 6. 救急安心センターの全国的な展開に向けて

消防庁においては、平成21年度、「救急業務高度化推進検討会」の中に「救急指令・相談業務作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置し、救急安心センターの全国的な展開に向け、次のような課題について検討を行っています。

- ・小児救急相談事業（#8000）等、他の相談事業との整理・連携
- ・医師・看護師の確保、専門性の高い症例への対応の観点から、広域的な運営の検討
- ・市民に覚えやすい電話番号の検討
- ・一般市民への普及啓発
- ・電話救急相談プロトコルの標準化
- ・家庭で使用できる救急相談マニュアル等の作成

これらの課題について、作業部会において、モデル事業における相談実績、個々の相談内容等を通じて整理するとともに、モデル事業の効果を分析・検証し、救急安心センターの全国的な整備を促進することとしています。

## 平成22年度消防庁広報テーマ

総務課

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え、行動することが強く望まれます。

消防庁では、国民の安心・安全を維持向上させていくため、地域における総合的な防災力の強化、危機管理体制の充実、身近な生活における安心・安全の確保等を目的とし、積極的に広報活動を展開することとしています。

詳しくは、消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2201/pdf/220120sou28.pdf>) をご覧ください。

### 年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
消防体制の広域化等の総合的な推進	規模の小さな市町村の消防本部においては、様々な災害等に対応していく上で、出動体制、保有車両の種類、専門的な職員の確保等に限界があることが指摘されており、これを克服するため、消防庁では、消防組織法の改正等を行い、市町村消防の広域化を推進している。具体的には市町村の消防の広域化の趣旨や今後の目指すべき方向について、広域化セミナーの開催やパンフレットの作成を通じて市町村長や消防職員はもとより、国民に広く理解していただけるよう広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、火災はもとより、地震や風水害等の大規模災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織であるとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化、被雇用者化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。このことから、事業所の協力を通じて地域防災体制の一層の充実強化を図る「消防団協力事業所表示制度」や、特定の役割・活動を行う「機能別団員・分団」等の新たな制度について普及促進を図るとともに、消防団入団促進パンフレット及び消防団メールマガジンや消防団ホームページ等を活用して、消防団の果たす役割の重要性を啓発し、特に青年層・女性層に対して、地域を災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員数約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図る。
防火対象物の防火安全対策の徹底	個室ビデオ店などの個室型店舗や小規模社会福祉施設に対し、制度改正等を踏まえて特徴的な火災危険要因と防火安全対策を周知するとともに、その他各種集客施設や雑居ビル等に対し、出火防止等火災予防対策の徹底と法令基準の適合確保、違反是正の取組について啓発を図るため、消防機関及び施設関係者等に広報する。また、防火管理体制の一層の充実を図るため、平成15年10月から施行された「防火対象物定期点検報告制度」の定着化と制度に基づく防火セイフティマーク（防火優良認定証、防火基準点検済証）の表示の意義を施設関係者及び国民に広報する。さらに、大規模・高層の民間事業所における自衛消防力の確保について、平成21年6月の消防法施行等を踏まえ、施設関係者及び国民に広報する。
防災拠点の耐震化の推進	大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署をはじめ、避難所となる学校施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進する必要がある。しかし、平成20年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率は、65.8%であることから、平成25年度までに耐震率を85%にすることを目指し、防災拠点の耐震化の重要性を国民に対して広報する。
緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の基本計画に基づき、引き続き、部隊及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な消防応援を行うため、後方支援体制の充実を図る。また、指揮・連携能力を向上させるため、関係機関と連携したより実践的な地域ブロック合同訓練及び東南海・南海地震を想定した全国規模の消防応援活動調整本部等全国運用訓練を実施する。これらの、緊急消防援助隊に関する消防庁の取組について、国民に対し広報する。
国民保護体制などの危機管理体制の強化	全国瞬時警報システム（J-ALERT）については、平成22年度に全国一斉整備が完了することから、その活用等について住民や地方公共団体職員などに対し積極的に広報し、危機管理対応の一層の向上を目指す。また、J-ALERTの整備と併せて、国民保護についても、国民保護計画がすべての都道府県とほとんどの市町村において作成されるなど、組織・体制の整備の段階から運用の段階に入ってきており、今後は、避難実施要領のパターンを作成するなど、より実効性のあるものとする。また、国民保護訓練の実施・促進を図り、地方公共団体職員はもちろん、住民に対して国民保護の必要性・重要性について普及・啓発を図っていく。

<p>救急需要対策の推進</p>	<p>救急出場件数は、年々増加し、平成20年中は、約510万件に達している。過去10年の救急出場件数の増加率は、約38%であるのに比し、救急隊数の増加率は、約8%にとどまっている。このため、救急隊1隊あたりの出場件数が増加傾向にあり、救急隊の現場到着所要時間は、遅延傾向にある。今後も高齢化や住民意識の変化等により救急出場件数の増加が懸念されており、増加する救急需要への対応が喫緊の課題となっていることから、消防庁では、平成17年度には、民間活用に関する検討会及び救急需要対策に関する検討会を、平成18年度から、救急業務におけるトリアージに関する検討を進めており、平成20年度においては、トリアージ導入に向けた制度設計等について検討を行っている。平成21年度においては、「救急安心センターモデル事業」を実施し、市民が救急自動車と呼ぶべきか否か迷う場合の不安に応える救急相談窓口を消防機関等に設置している。また、現在、このような状況に対応し、各消防本部では、市民への情報提供サービスの充実が図られ、救急自動車の適正利用の普及促進が進められており、消防庁においても、真に緊急を要する傷病者への対応が遅れることのないよう、各種検討会の結果、救急自動車の適正利用等について理解が得られるよう、国民に対し広報する。</p>
<p>住宅防火対策の推進 一住宅用火災警報器等 設置の推進一</p>	<p>住宅火災における死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超える高い値で推移している。このうち、6割が65歳以上の高齢者であることから、高齢化の進展に伴って、今後さらに死者数が増加することが懸念される。このため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)等の設置及び維持が義務付けられ、平成23年6月までには全国展開されることになっているが、その普及は十分には進んでいない状況である。住警器の早期普及は、国民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であることから、住宅火災による死者の低減を図るため、広く国民に対して、住警器に関する制度及びその有効性等の普及促進に係る広報を実施する。あわせて、住宅火災の被害の軽減を図るため、こんろ火災の危険性や火災時の対処法、防災品の有効性等についても広報する。</p>
<p>地域防災スクールの 推進</p>	<p>地域の防災力の向上のため、児童、生徒に発達段階に応じて体系的に防災教育を推進していくことにより、防火防災や消防について学ぶ機会を拡充し、体系的に学習できる体制をセーブしていくことが重要である。また、地域住民に対しても防火防災や消防に対する理解促進について体系的に学ぶ機会を確保していくことが重要である。消防庁では、体系的な防災教育の自治体による取組を「地域防災スクール」として推進しており、各都道府県及び市(区)町村においては、消防職団員をはじめ、防災担当職員や有識者等が講師となり、児童・生徒や地域住民に対して防災知識等の講義とともに、初期消火、応急手当等の実技など、防災教育に関する教育・訓練の推進を図るため、その重要性を広く国民に周知する。</p>
<p>災害時要援護者対策の 促進</p>	<p>大規模災害、特に豪雨や台風による風水害では、高齢者等の災害時要援護者の被害が大きく、それらの者に配慮した警報伝達や避難誘導体制の確立が重要である。消防庁では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有や災害時要援護者の避難支援計画の具体化等を内容とする「災害時要援護者避難支援プラン」作成を促進するとともに、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。</p>
<p>地震、風水害、火山災害、 雪害に関する防災 知識の普及啓発</p>	<p>地震、風水害、火山災害、雪害による被害を最小限に抑えるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水、土砂災害、高潮等に伴う予報・警報や避難勧告、地震においては、津波警報・注意報、警戒宣言等が発令された場合における対処方法など、早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。</p>
<p>住民等による自発的防 災活動の推進</p>	<p>地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が連帯意識を持って防災活動に取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによる効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手によるコミュニティにおける自主防災活動への参加を呼びかける。また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。</p>
<p>放火火災予防対策の推 進</p>	<p>放火による火災は、平成9年以降連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。このため、「放火火災防止戦略プラン」に基づき、「放火されない環境づくり」の取組を一層推進していく。あわせて、秋季及び春季全国火災予防運動等を通じて放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を国民に広報する。</p>
<p>産業施設の防災対策 の推進</p>	<p>我が国における火災、流出等の危険物の事故発生件数は、平成20年中において、6年ぶりに減少したが、その事故発生件数は未だ高い水準にある。原因としては、施設・設備の老朽化や、不適切な管理等が挙げられることから、危険物施設の適切な管理、危険物の安全な取扱いなどについて、国民及び事業者にも広報する。</p>
<p>救急救命士の処置範 囲の拡大</p>	<p>心肺機能停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われている。除細動については、平成15年4月から医師の具体的な指示なしでの実施が可能となり、気管挿管については、平成16年7月から、また、薬剤投与についても、平成18年4月から実施されている。平成21年3月からは、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を交付されている傷病者に対し、自己注射が可能なアドレナリン製剤の投与を行うことが可能となっている。このような救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化について周知啓発を行い、国民の救急業務に対する理解と協力を得る。</p>
<p>住民に対する応急手 当の普及啓発</p>	<p>救急隊の要請から現場に到着するまでの時間は、平成20年中の平均で7.7分である。その間、傷病者に対して現場に居合わせた一般住民による応急手当が確実に実施され、「救命の連鎖」がつながれば、救命効果の向上が図られる。平成20年中における応急手当講習受講者が約160万人を突破し、過去最高となったが、消防庁としては、今後も、住民自らが自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。</p>

# 住宅用火災警報器の普及状況の推計結果 (平成21年12月時点)

予防課

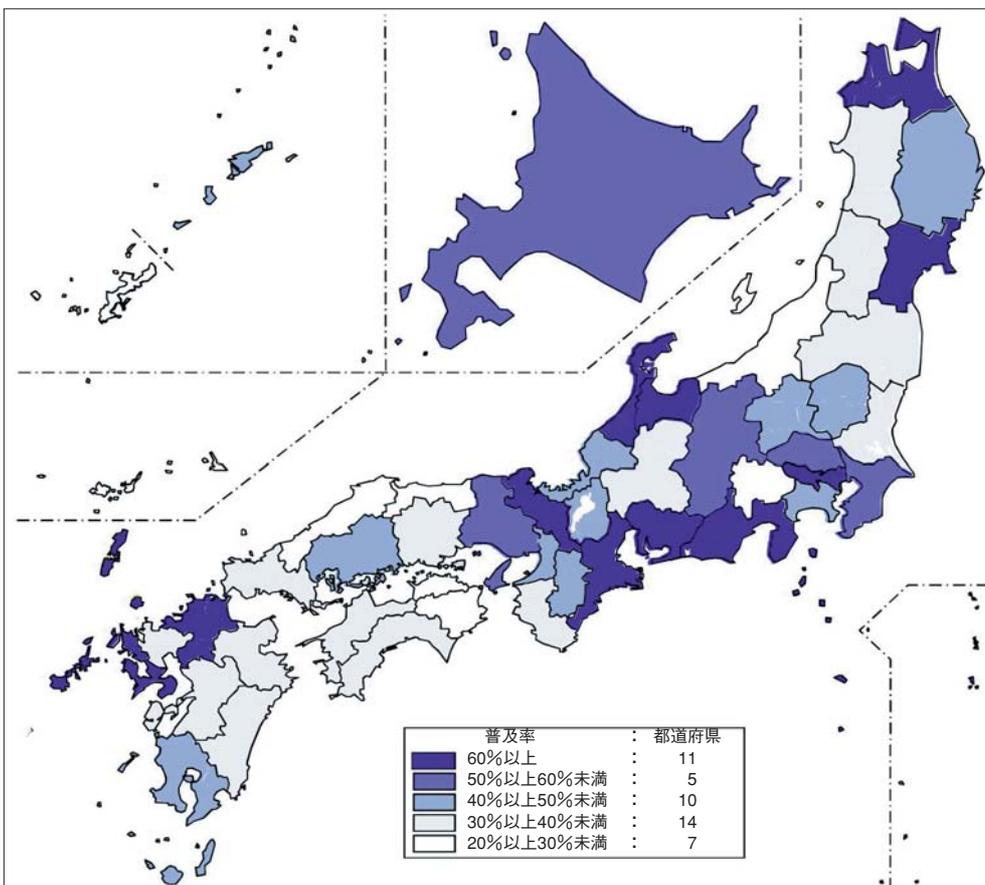
## 1. 推計結果の概要

消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の普及率について、平成21年12月時点での推計を実施しました。その結果、平成21年12月時点の全国の推計普及率は52.0%となり、東日本の方が西日本

に比べ、6.5ポイント程度普及が進んでいることがわかりました。

消防庁では、この結果を各都道府県消防防災主管部長等に通知するとともに、今後、更なる普及促進活動の推進を呼びかけていくこととしています。

<推計普及率(都道府県別)>



都道府県名	推計普及率
北海道	58.5%
青森県	67.2%
岩手県	41.1%
宮城県	74.7%
秋田県	32.8%
山形県	37.7%
福島県	35.5%
茨城県	39.3%
栃木県	49.3%
群馬県	48.4%
埼玉県	52.1%
千葉県	55.7%
東京都	65.8%
神奈川県	42.7%
新潟県	29.7%
富山県	61.4%
石川県	72.8%
福井県	42.3%
山梨県	28.0%
長野県	56.1%
岐阜県	35.1%
静岡県	60.4%
愛知県	68.3%
三重県	60.6%
滋賀県	46.0%
京都府	61.6%
大阪府	49.7%
兵庫県	53.8%
奈良県	48.3%
和歌山県	39.6%
鳥取県	27.7%
島根県	27.6%
岡山県	37.5%
広島県	48.9%
山口県	37.2%
徳島県	27.4%
香川県	23.1%
愛媛県	36.2%
高知県	33.7%
福岡県	65.2%
佐賀県	33.1%
長崎県	62.7%
熊本県	39.1%
大分県	31.4%
宮崎県	33.9%
鹿児島県	49.4%
沖縄県	27.9%
計	52.0%

## <推計普及率(ブロック別)>

ブロック	地域数	推計普及率
東日本 ↑	北海道	67地域 58.5%
	東北	99地域 47.0%
	関東	206地域 54.3%
	東海	74地域 61.3%
	東近畿	91地域 55.0%
西日本 ↓	近畿	64地域 51.2%
	中国	52地域 40.3%
	四国	54地域 30.9%
	九州	136地域 49.6%
	計	843地域 52.0%

**東日本 54.6%**  
**西日本 48.1%**

※「ブロック」は全国消防長の支部を単位としている。  
※東海(愛知、岐阜、三重)と東近畿(富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山)を境目として、東日本と西日本に区分。

## <推計普及率(全国)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B / A
義務化済み	1,906万世帯	1,159万世帯	60.8%
今後義務化	3,001万世帯	1,394万世帯	46.5%
<b>全国</b>	<b>4,906万世帯</b>	<b>2,553万世帯</b>	<b>52.0%</b>

※平成21年12月時点で条例により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されている地域を「義務化済み」に、今後義務化される地域を「今後義務化」に区分している。

※一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計普及世帯数」に含む。

※総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。

※四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

## 住宅用火災警報器の普及率の推計方法

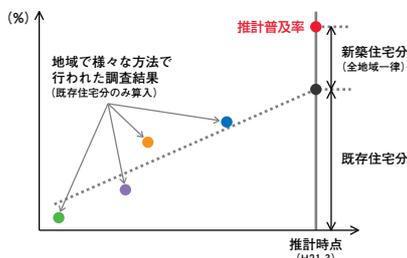
### 2. 推計方法

今回の推計では、推計方法の見直しを行っています。従来は、各地域で様々な方法により実施された普及率調査の結果をもとに、新築住宅分として全地域一律の率を加算して推計していましたが(平成20年6月時点推計結果:35.6%、平成21年3月時点推計結果:45.9%)、「標準的な調査方法」の作成・通知(平成21年6月)と「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の公表(平成21年7月)を踏まえ、推計方法の見直しを図ったものです。

今後は、「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の結果と、「標準的な調査方法」を参考に各消防本部等で実施した普及率調査結果の動向を基礎として推計する方法で、推計時点(今回は平成21年12月時点)における各地域の普及率を推計することとしています。

- 従来は、各地域で様々な方法により実施された普及率調査の結果をもとに、新築住宅分として全地域一律の率を加算して推計。(H20.6推計結果:35.6%、H21.3推計結果:45.9%)
- 「標準的な調査方法」の作成・通知(H21.6)と「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の公表(H21.7)を踏まえ、推計方法の見直しを図る。

### <従来の推計方法(イメージ)>



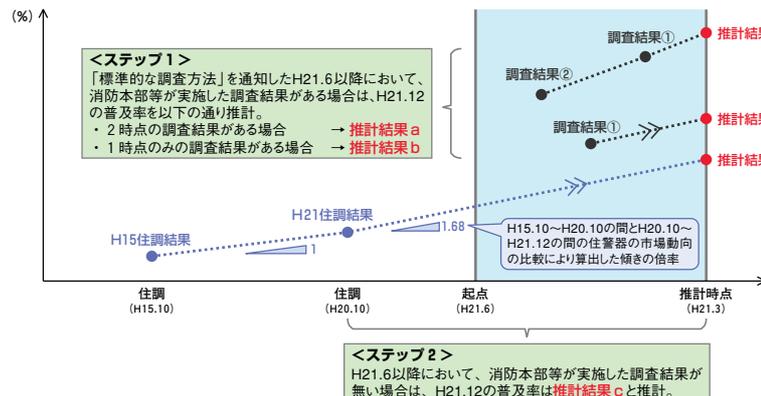
※地域での調査結果が1つしかない場合は、H16.5時点の普及率を0%とみなし、その後は普及率が同率で上昇しているものとして、既存住宅分の推計普及率を算出。  
※地域での調査結果が無い場合は、新築住宅分として加算する全地域一律の率(H21.3推計では5.2%)を推計普及率とする。

- H21.6.10  
消防庁にて「標準的な調査方法」を作成し、消防本部等に周知  
→調査方法が確立されていない地域等において、各地域の実情に応じて適用。
- H21.7.28  
総務省統計局より、「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の公表  
→統計法に基づく基幹統計調査  
→調査対象は、全国約350万戸  
→H20.10時点で、「自動火災感知設備」(住宅用火災警報器等)の設置率は、45.0%との結果。

各地域で行う調査方法に一定の標準化が図られるとともに、H20.10時点における統計法に基づく精度の高い調査結果が得られた。

- 今後は、「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の結果と、「標準的な調査方法」を参考に各消防本部等で実施した普及率調査結果の動向を基礎として推計する方法で、推計時点(今回はH21.12)における各地域の普及率を推計。

### <見直し後の推計方法(イメージ)>



## 内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における 対応マニュアル作成に係る検討報告書の概要

特殊災害室

### 1. はじめに

内部浮きぶた付き屋外タンク(図1参照)は引火点の低い危険物を貯蔵することが多く、内部浮きぶたの損傷、内部浮きぶた上への危険物の溢流、内部浮きぶたの傾斜又は沈没等の異常が発生した場合にはタンク内部の浮きぶた上の空間に可燃性蒸気が滞留し、その構造上の特徴から可燃性ガスが爆発範囲内の濃度になる恐れが大きいという特性を有しています。一方、タンク内部の状況が判りづらいこと等のために、内部浮きぶたの異常の覚知の遅れやその後の応急措置に苦慮する事例が多く見受けられています。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成21年度に「内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における対応マニュアル作成に係る検討会」(座長：大谷英雄・横浜国立大学大学院環境情報研究院教授)を開催し、過去の内部浮きぶた付き屋外タンク

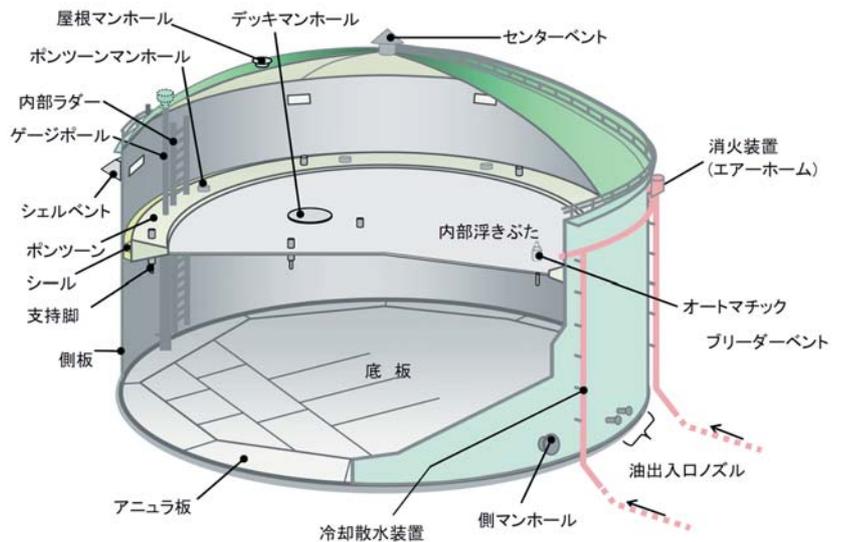


図1 内部浮きぶた付き屋外タンク(ポンツーン型)構造

の異常時に対する対応事例を基に、異常の発見方法、状況確認方法、危険要素の排除方法等から貯蔵油の抜き取りまでの一連の応急措置の方法及び防災活動上の留意点等について検討を行ったので、その概要を紹介します。

### 2. 異常時の対応マニュアル

過去の対応事例等を参考に、異常発生から処理完了までの一連の対応マニュアルを「対応フロー」及び「対応詳細」として、できる限り汎用性の高いものとなるように整理しました。しかしながら、異常の発生状況は多種多様であり、対応に当たっては異常の発生状況、安全対策の確保、二次災害の発生防止や事業所の実態を考慮しながら、事象が発生した事業所において最善と考えられる方法を選択し対応する必要があります。

#### (1) 対応フロー

異常が発生した場合には、図2に示す対応フローに沿って対応します。

#### (2) 対応詳細(主な対応を抜粋)

##### ア. 異常の覚知方法について

内部浮きぶたのタイプによって、異常の

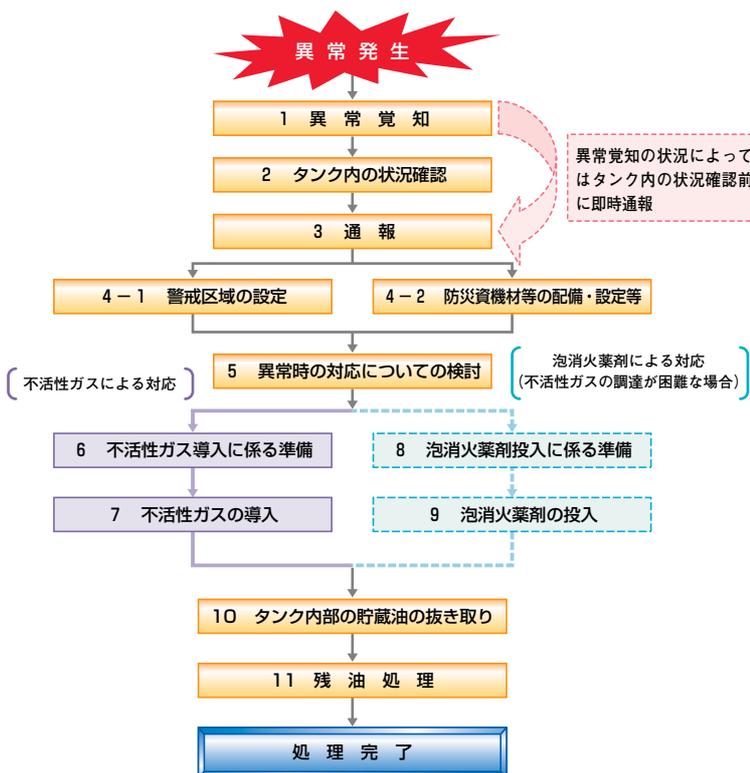


図2 対応フロー

発生状況が異なるため、各事業所が所有するタンクの構造に適した確認方法を検討しておくことが重要です。

#### イ. タンク内の状況確認について

異常な状況（内部浮きぶたの損傷、内部浮きぶた上への危険物の溢流、内部浮きぶたの傾斜又は沈没等）を確認するために、風上又は風横の安全な区域から可燃性ガス検知器により可燃性ガス濃度を測定しながら実施するとともに、タンク近辺での作業を最小限とすること等、安全管理を徹底した上で、可能な範囲で行うことが重要です。

#### ウ. 異常発生時の通報について

内部浮きぶたの異常は、消防法第16条の3第1項に規定する「その他の事故」に該当するものであるため、所有者等は応急の措置を講じなければならないが、また、同条第2項の規定に基づき、発見した者は消防署等に通報しなければならないこととされています。また、石油コンビナート等災害防止法上への特定事業所である場合には、同法第23条の規定に基づき、異常現象の通報義務が生じることを認識しておくことが必要です。

#### エ. 異常時の対応に関する検討について

内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時には、内部浮きぶたの損傷に伴う内部浮きぶた上への滞油等により、タンク内で爆発混合気形成された状態となっている場合があるため、安全対策として燃焼要素を排除した上で、タンク内の貯蔵油を抜き取ります。異常の状況に応じた適切な対応を選択することが重要です。

燃焼要素を排除する方法として、一般的にはタンク内に不活性ガス（二酸化炭素ガス、窒素ガス等）を導入することにより、タンク内の酸素濃度を限界酸素濃度以下に下げることがこれまで多く用いられていますが、不活性ガスの導入に時間がかかる場合や不活性ガスの導入が困難な場合は、一時的な対応として、泡消火薬剤による液面のシールにより可燃性ガスの発生を抑制し、タンク内の可燃性ガス雰囲気排除する方法もあります。

#### オ. 不活性ガスの導入について（図3参照）

各事業所の実態に応じて、不活性ガスの調達等に関して事前に計画しておくことや通気口の閉鎖方法を検討しておくことが重要です。また、導入作業の実施に当たっては、金属火花及び人体からの静電気スパークの発生に注意し、作業前に必ず除電する等、静電気発生防止に配慮するとともに、通気口等からの可燃性ガスの噴出に備えて保護具を着用する等、安全対策を講ずる必要があります。

#### カ. 貯蔵油の抜き取りについて（図4参照）

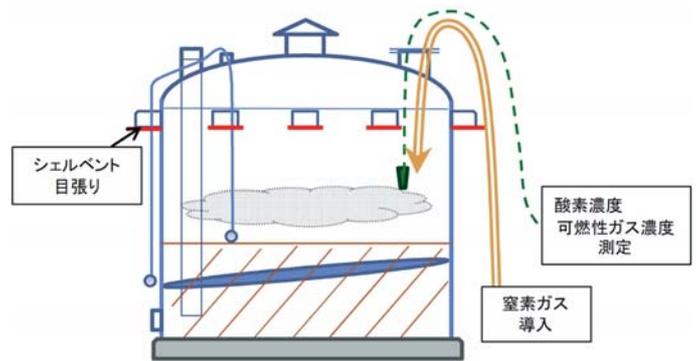


図3 不活性ガスの導入例

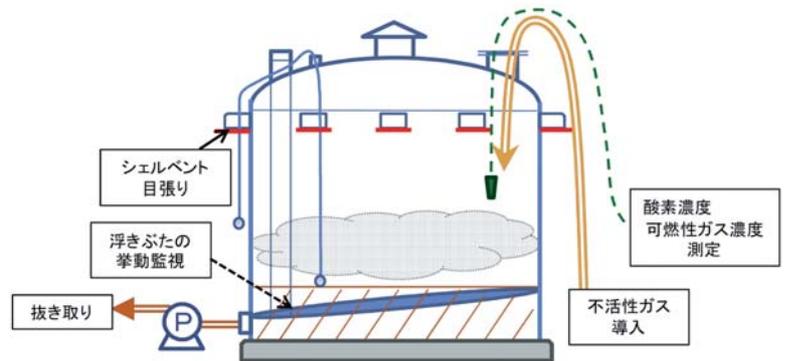


図4 貯蔵油の抜き取り例

不活性ガスを導入した場合には、タンク内が限界酸素濃度以下に管理されていることを確認した上で、タンク間シフト等により貯蔵油の抜き取りを実施します。浮きぶたに設置したレベル計等の変化や異音の発生等から、内部浮きぶたの座屈変形の兆候を察知するように努めるとともに、兆候を察知した場合は抜き取りを中止する等の対応を早急に講ずることが重要です。

### 3. おわりに

これまで地震その他の理由により、内部浮きぶた付き屋外タンクにおいて内部浮きぶたの異常が発生していますが、いずれの事例においても慎重な対応が講じられ、多くの事例では大規模な災害に発展することなく処理されています。しかし、内部浮きぶたに異常が発生した場合に、仮に誤った応急対応を講ずれば直ちに大規模な災害に発展する可能性があることを考慮すれば、そもそも内部浮きぶたの異常が発生しないように十分留意するとともに、万が一異常が発生した場合に備えて事前の計画を策定しておくことが極めて重要です。本報告書を内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における応急措置及び安全対策等に関する参考資料として活用していただきますようお願いいたします。

# 石油コンビナート災害の低減に向けた レイアウト規制の合理化に係る検討報告書の概要

特殊災害室

## 1. はじめに

石油コンビナート等特別防災区域内で一定量以上の石油や高圧ガス等をともに取り扱う事業所（以下「レイアウト事業所」という。）は、災害の発生及び拡大の危険性が特に高いため、火災、爆発及び漏えい等の災害による被害を最小限とする観点から、事業所内のレイアウト（施設地区の配置、施設地区の区分に対応する特定通路の幅員、通路の配置及び形状等）について一定の基準（以下「レイアウト規制」という。）が定められており、大規模な災害発生の予防を図っています。

一方、近年の技術革新による新たな設備等の開発や安全に関する技術向上や各事業所における防災に関する知見と経験の蓄積が進んできていることを踏まえ、レイアウト規制と同等の安全性を有する措置について検討することは、レイアウト規制の合理化を図るとともに事業所の安全性を確保する上で有効な方策と考えられます。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成21年度に「石油コンビナート災害の低減に向けたレイアウト規制の合理化に係る検討会」（座長：須川修身・諏訪東京理科大学システム学部教授）を開催し、事業者に対する代替措置に関するアンケート調査の実施、その調査結果の整理、代替措置を検討する際の着眼点等の検討を行ったので、その概要を紹介します。

## 2. 代替措置に関するアンケート調査結果

基準の特例が適用可能な新たな代替措置の検討に当たり、全国のレイアウト事業所（189事業所）に対してアンケート調査を実施し、事業所から直接、代替措置に関する提案を受け付け、その内容について検討しました。

石油コンビナート災害の低減に向けたレイアウト規制の合理化を図る上では、レイアウト規制により確保される安全性と同等以上の安全性が確保されており、安全性を損わないことが必要不可欠ですが、アンケートの回答は「同等の安全性が確保される具体的な代替措置の提案がない」、「現行基準で対応可能」及び「検討会の趣旨と異なる」等の内容であったため、本検討会で検討すべき提案はありませんでした。

## 3. 代替措置に係る安全性の確保についての検討

事業者に対するアンケート調査において検討すべき代替措置の提案がなされなかったものの、レイアウト規制に係る基準の特例の途が開かれていることを踏まえると、今後も特定事業者がレイアウトの変更等の実施に伴い代替措置を検討することも考えられるため、レイアウト規制により確保される安全性と同等の安全性を確保しているか否かの確認を行う際の着眼点等について検討を行いました。

### (1) 代替措置を検討する上で必要な要件

レイアウト事業所において災害が発生した場合、大量の石油及び高圧ガスをともに扱っていることから被害が甚大となる可能性があります。レイアウト規制は、災害が発生した場合の被害の拡大防止を図るとともに被害を最小化することを目的としたものであり、具体的には、施設ごとの距離の確保や敷地面積の規制等を行うことにより、「隣接地区等への延焼防止を図ること」や、「円滑な防災活動の確保を行うこと」などが重要です。

したがって、代替措置を検討する際には、前記の要件に関してレイアウト規制で担保される安全性と同等の安

全性を確保することができる代替措置であることが必要となります。また、より具体的に当該要件を満たす上で重要な着眼点の例を表に示します。

ア. 要件1（火災発生時の隣接施設地区等への延焼防止が図られていること。）

(ア) 発災した施設地区の放射熱の影響を隣接施設地区等に及ぼさないこと。

(イ) 隣接施設地区で発災した場合に放射熱の影響を受けないこと。

イ. 要件2（火災発生時の円滑な防災活動が確保されていること。）

(ア) 消防車両の通行が容易にできること。

(イ) 危険物施設等の火災発生場所に対し適切に部署できること。

(ウ) 防災活動に支障のない空間が確保されていること。

(エ) 路面が堅固であり、消防車両等の重量に対し十分な強度を有していること。

(オ) 消火用屋外給水施設が設置されていること。

(カ) 危険物施設等の災害時の影響（製造施設の危険性及び隣接する危険物施設等に対する影響）に着目し、防災活動が安全に行えるよう措置されていること。

## (2) 代替措置の検討の進め方

代替措置により設備（施設）を設置する場合には、施設地区等の危険度評価等を行った上で、レイアウト規制と同等の安全性が確保される措置を選択し、表「代替措置の安全性に関する着眼点の例」に沿って同等の安全性が確保されることを証明する必要があります。

表 代替措置の安全性に関する着眼点の例

### ○ 全体的な着眼点の例

1 隣接施設地区等への延焼防止	
①	現行規定で担保されている安全性が代替措置により確保されること。
②	施設の状況に応じた安全性判定基準を満たしていること。
2 火災発生時の円滑な防災活動	
①	現行規定で担保されている安全性が代替措置により確保されること。
②	施設の状況に応じた安全性判定基準を満たしていること。
③	防災活動要領に基づき適切な活動を行うことができ、これらの活動を担保とするために適切な訓練計画が定められていること。

### ○ 個別の着眼点の例

	安全性確保の着眼点	内 容	
隣接施設地区等への延焼防止	当該施設地区の危険性の把握	施設区分及び取り扱う物質の種類・性状に応じた災害想定の実施状況 施設間距離、地盤面高低差等に基づく危険性の評価の状況	
	事業所レイアウトの現状の把握	危険物施設等の配置及び空地の配置状況に基づく評価の状況 通路幅、配管ラック等の高さ、地盤面高低差等の状況	
	代替措置の効果の確認	放射熱の低減効果は十分にあるか 代替措置の設置位置及び防護範囲は適切か	
火災発生時の円滑な防災活動	当該施設地区の危険性の把握	施設区分及び取り扱う物質の種類・性状に応じた災害想定の実施状況 施設間距離、地盤面高低差等に基づく危険性の評価の状況	
	事業所レイアウトの現状の把握	危険物施設等の配置及び空地の配置状況に基づく評価は適切か 通路幅、配管ラック等の高さ、地盤面高低差等の状況 防災資機材の配備位置は適切か	
	防災資機材の把握	消防車両に応じた広さを確保しているか 消防車両等の防災資機材の放水能力等の機能及び活動範囲は適切か	
	代替措置の効果の確認	隊員等への放射熱は無影響のレベルであり、活動が円滑にできるか 消防車両等の防災資機材の部署が適切に行えるか	
	防災活動要領の整備及び訓練	防災活動要領の整備	防災活動要領の内容は活動が適切に行えるものであるか
		及び訓練	訓練計画（内容）は適切か

## 4. まとめ

レイアウト規制の合理化を図る上では、安全性を損わないことが必要不可欠ですが、近年の技術進歩により、火災・事故等の被害程度を防災アセスメント等で定量的に評価することが可能になってきており、このような客観的で定量的な評価結果を踏まえた合理化を目指す必要があります。本報告書を石油コンビナートの十分な安全性を確保しつつ、レイアウト規制と同等の安全性を有する代替措置の検討に関する参考資料として活用していただきますようお願いいたします。

## 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況

防災課

### 避難勧告等の適切な発令のために

平成16年の一連の風水害において、避難勧告等の発令について様々な課題が明らかとなったことから、円滑な避難勧告等の発令の判断に資するよう、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられました。同年7月には、防災基本計画において、地方公共団体は避難勧告等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成等に努めることとされました。

本ガイドラインは、市町村が、避難勧告等の具体的な発令基準などを策定する際の手引きであり、消防庁としても、平成17年8月16日付けで各都道府県への通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備に関する地域防災計画の見直しについて要請しました。

消防庁では、本年度、関係省庁とともに、各都道府県への通知や、全国都道府県防災主管課長会議、さらに、全国13か所における意見交換会を通じて、市町村において、避難勧告等の具体的な発令基準を速やかに策定すること、また、既に定めている市町村にあっては、あらかじめ定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、現在の判断基準について再点検を行うことを働きかけてきました。

### 約9割の市町村が具体的な発令基準を策定中

消防庁では、平成21年11月1日現在における、全国の市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況について調査しました。今回の調査結果によれば、水害に関して避難勧告等の具体的な発令基準を策定済みの市町村は826団体(46.0%)となっており、前回調査時点よりも196団体増加しました。策定中の市町村728団体(40.6%)を合わせると1,554団体(86.6%)となっており、約9割の市町村で、避難勧告等の具体的な発令基準を策定中であることが分かりました。このほか、土砂災害、高潮災害についても調査を行いました。

調査結果の詳細については、消防庁ホームページをご覧ください

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2201/220128/01\\_houdou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2201/220128/01_houdou.pdf)

### 水害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況

(都道府県別、策定率順 平成21年11月1日現在)

順位	都道府県	避難勧告等の具体的な基準の策定状況(水害発生時)		
		①策定済み	②策定中	③未着手
1	愛媛県	90.0%	5.0%	5.0%
2	京都府	88.5%	3.8%	7.7%
3	福井県	88.2%	11.8%	0.0%
4	徳島県	83.3%	16.7%	0.0%
5	鹿児島県	82.2%	17.8%	0.0%
6	兵庫県	80.5%	14.6%	4.9%
7	大分県	72.2%	11.1%	16.7%
8	香川県	70.6%	29.4%	0.0%
9	福島県	69.5%	16.9%	13.6%
10	宮崎県	67.9%	32.1%	0.0%
11	新潟県	67.7%	19.4%	12.9%
12	埼玉県	65.7%	22.9%	11.4%
13	山口県	65.0%	35.0%	0.0%
14	沖縄県	63.4%	17.1%	19.5%
15	広島県	60.9%	39.1%	0.0%
16	茨城県	59.1%	40.9%	0.0%
17	熊本県	55.3%	34.0%	10.6%
18	三重県	55.2%	44.8%	0.0%
19	宮城県	54.3%	45.7%	0.0%
20	富山県	53.3%	46.7%	0.0%
20	愛知県	53.3%	25.0%	21.7%
22	岡山県	51.9%	37.0%	11.1%
23	滋賀県	50.0%	26.9%	23.1%
24	島根県	47.6%	23.8%	28.6%
25	高知県	47.1%	52.9%	0.0%
26	和歌山県	46.7%	53.3%	0.0%
27	神奈川県	42.4%	45.5%	12.1%
28	鳥取県	42.1%	47.4%	10.5%
29	山形県	40.0%	45.7%	14.3%
30	東京都	37.1%	29.0%	33.9%
31	石川県	36.8%	63.2%	0.0%
32	北海道	36.3%	39.7%	24.0%
33	千葉県	33.9%	51.8%	14.3%
34	福岡県	33.3%	66.7%	0.0%
34	岐阜県	33.3%	35.7%	31.0%
36	山梨県	32.1%	42.9%	25.0%
37	秋田県	32.0%	68.0%	0.0%
38	栃木県	26.7%	56.7%	16.7%
39	岩手県	25.7%	31.4%	42.9%
40	佐賀県	25.0%	75.0%	0.0%
41	大阪府	23.3%	39.5%	37.2%
42	奈良県	23.1%	61.5%	15.4%
43	長野県	22.5%	73.8%	3.8%
44	群馬県	22.2%	77.8%	0.0%
45	長崎県	21.7%	78.3%	0.0%
46	静岡県	10.8%	24.3%	64.9%
47	青森県	5.0%	95.0%	0.0%
	全 国	46.0%	40.6%	13.4%

# 第56回文化財防火デーの実施

予防課

昭和24年1月26日に日本最古の壁画が描かれた法隆寺金堂が焼損し、その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、昭和30年に1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

文化財は、私たちの祖先が今日まで残してくれた国民共通の貴重な財産であり、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の多くは木造建築であるため、いったん火がつくと延焼拡大が極めて速くなるおそれがあります。貴重な文化財を火災から守るためには、日頃から防火意識を持ち、関係者だけでなく、地域住民等との連携・協力が必要です。

今年も文化財防火デーの1月26日(火)を中心に、全国各地で地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が実施されました。

## ■平成22年1月22日(金)

訓練場所：日蓮宗大本山池上本門寺（東京都大田区）

日蓮宗大本山池上本門寺は、日蓮聖人が今から約730年前の弘安5年(1282年)10月13日、61歳で入滅にゆうめつされた霊跡です。

東京消防庁のほか、地元の大森消防団、池上本門寺自衛消防隊、池上本町会市民消火隊など総勢約150人が参加して、通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練が行われました。

## ■平成22年1月26日(火)

訓練場所：旧善通寺偕行社（香川県善通寺市）

旧善通寺偕行社は、陸軍第十一師団の開庁に伴い師団将校クラブとして創設されたもので、簡明なルネサンス様式の意匠でまとめられた洋風建築物です。

善通寺市消防本部のほか、地元の善通寺市消防団、旧善通寺偕行社自衛消防隊、香川県防災航空隊など総勢約50人が参加して、通報、消火、避難誘導、防災ヘリコプターによる傷病者搬送訓練等の防災訓練が行われました。



池上本門寺への一斉放水（東京都大田区：東京消防庁撮影）



河野栄消防庁長官による視察（旧善通寺偕行社：善通寺市消防本部撮影）



旧善通寺偕行社への一斉放水（香川県善通寺市：善通寺市消防本部撮影）

## 緊急消防援助隊の新規登録航空部隊の紹介

応急対策室

緊急消防援助隊は、全国の消防本部等からの登録部隊により構成されており、平成21年4月1日現在、4,165部隊（重複登録を除く。）が登録されています。

今回は、本年度10月に新規登録した岡山県消防防災航空隊及び来年度はじめに新規登録を予定している浜松市消防航空隊を紹介します。

### 消防防災ヘリコプター「きび」が本格運航開始

岡山県消防防災航空隊

平成21年10月26日、岡山県消防防災ヘリコプター「きび」が本格運航を開始しました。同日、岡山県消防防災航空センター格納庫において、石井正弘岡山県知事、片山虎之助財団法人日本消防協会会長など関係の方々の列席のもと就航式を挙行し、消防防災ヘリとしてのスタートを切りました。

岡山県ではすでに、岡山市消防ヘリコプター「ももたろう」が平成9年から運航しており、川崎医科大学を拠点とするドクターヘリも活躍しています。その中で、第2の消防防災ヘリコプター、かつ第3の救急搬送ヘリコプターとして活躍が期待されています。

岡山県消防防災航空隊は、県下の消防本部から選抜された救助隊員8名で構成され、運航は委託を受けた四国航空株式会社が担当します。

機体は、長距離飛行能力・高々度での安定性に優れた、ベル412E P型を使用しており、最新型のヘリコプターテレビ電送システム（可視光・赤外線対応）、レスキューホイスト、消火タンク、救急搬送システムなどを装備しており、消火タンクは機体のパワーを活かして、一度に最



「きび（JA119H）」就航式の様子（平成21年10月26日）

大1,400リットルの散水が可能です。

#### ○日々の厳しい訓練

岡山県消防防災航空隊は昨年4月1日に発足してから機体納入までの2か月間、岐阜県での基礎講習や、同じ機体を所有する鳥取県・三重県防災航空隊へ出向して実機訓練などを行い、また、機体納入後は毎日のように飛行訓練や救助訓練等を行ってきました。

指導には岡山市消防航空隊で航空隊員経験をもつ、隊長を含む2名があたってきましたが、残り6名は全く航空経験がないことから本当にゼロからのスタートで、試行錯誤を繰り返しながらも、安全を最優先に困難かつ厳しい訓練に取り組んできました。

消防防災ヘリの任務は多岐にわたりますが、基本的には救助活動、救急活動、消火活動、情報収集活動に分けられ、訓練はそれらすべてを網羅しなくてはなりません。

しかし、救助活動一つとっても、山岳地、林間地、ビル上、水難などに分かれ、そこから更に要救助者の容態によって使用する器具が変わるなど、様々なパターンで



消火訓練風景



の安全性・効率性を検討しながらの訓練であるため、次々と新たな課題が出てくるという状態でしたが、全員一丸となって運航開始できるところまで漕ぎつけました。

○**更なる飛躍を目指して**

現在、岡山県消防防災ヘリコプター「きび」は、救

助・救急・火災等、順調に現場活動をこなしつつ、更なる安全を目指して日々試行錯誤の取組を続けています。苦しくもありますが、この苦しみこそ将来の安全に、ひいては県民の安全につながることを信じて努力していきますので、今後ともよろしくお祈りします。

## 愛称「はまかぜ」。5月の正式運用に向けて各種訓練を実施

### 浜松市消防航空隊

○**浜松市の航空消防体制**

浜松市は、平成17年7月に12市町村の合併により南北約73km、東西約52km、総面積約1,558km<sup>2</sup>と、全国で2番目の広大な市域となり、海岸部から市街地、中山間地さらには長野県境の2千m級の山々までも有することとなりました。この市域の消防力の充実・強化を目的に、消防ヘリコプターの導入を決定し、平成19年4月の政令指定都市移行に伴い、政令市としての他都市への災害応援も含め、その役割を担うこととしました。

平成21年12月に納機された本市消防ヘリコプターは、ユーロコプター製A S 365N 3型で、公募により愛称を「はまかぜ」とし、機体登録記号は「JA119X」となりました。

機体装備としましては、他の消防防災の航空隊とほぼ同程度の装備を整備しましたが、ヘリコプターテレビ電送システムの機上固定カメラは可視・赤外切り替えタイプで、国内では初めて導入した機種です。これは情報収集活動を円滑に行うため常時積載し、ヘリコプターのノーズ中央部分に装備し、機体から出る部分を出る限り抑えるよう工夫しました。

また、捜索・救助活動を考慮し救助用ステップを左右に装備しました。

拠点となる施設は、航空局の許可を得て新設した非公



平成21年12月に納機された「はまかぜ（JA119X）」

共用ヘリポートで、名称は「浜松市消防ヘリポート」といい、本市のほぼ中央に位置します。ヘリスポットは1箇所ですが、駐機可能なスペースを確保し、貯蔵量2万リットルの航空機給油取扱所を設け、災害時に応援機の給油等まで含めた対応を可能としました。また、航空機の安全な運航を図るため、航空灯火設備を設置しました。格納庫・事務所棟は鉄骨造2階建、延べ面積860.06m<sup>2</sup>、空港として監視設備などのセキュリティを重視した施設としました。

発生が危惧されている東海地震など長期にわたる災害への対応と将来の24時間体制を見据え、仮眠室、浴室などを設置しました。

消防航空隊は、平成21年4月1日に警防課内に設置し、隊員構成は、操縦士3名、整備士2名、航空隊員4名（隊長含む）の9名により、現在、「はまかぜ」を使用した各種訓練を日々実施しております。運航は、365日、日勤体制で、緊急時は日出から日没までの運航とし、夜間は大地震等の大規模災害発生時に招集し対応する予定です。

本年4月から仮運用を実施し、5月からは正式運用を開始できるよう訓練を重ね、また関係機関と調整を図り事務を進めています。



浜松市消防航空隊員



兵庫県 姫路市消防局  
消防局長 藤田 雄三

## 日本の縮図 姫路市

姫路市は、兵庫県の西南部に位置し、北は中国山地、南は瀬戸内海に面しており、山岳、丘陵、田園、平野、島しょで構成されています。年平均気温は15℃前後、年間降水量は1,200mm程度で、温暖な瀬戸内海気候帯に属しています。

当市は、臨海部を中心とした鉄鋼・化学などの重化学工業が産業の主体をなしており、全国でも有数の工場立地数となっています。他方、観光資源、歴史遺産に恵まれた地域でもあり、年間登閣者数が100万人を超える世界文化遺産姫路城や約1千年の歴史を有する書写山円教寺をはじめ、重要文化財、その他伝統文化や民俗文化財等多数の文化財が存在しています。また、雪彦峰山県立自然公園や瀬戸内海国立公園に代表されるように自然資源にも恵まれているなど、工業と商業を中心とした都市部と農林水産業を担う農村部や島しょ地域を擁したまるで「日本の縮図」のような都市となっています。

## 消防防災体制

姫路市消防局は、平成19年4月1日から近隣北部3町の消防事務を受託し、広域化を実現しました。管轄人口は約59万人、管轄面積は865km<sup>2</sup>の兵庫県下最大の管轄面積を有する消防として、1本部5署2分署11出張所、543名で広範囲にわたる管轄面積と増大する消防需要に対応しています。

消防防災活動の中核機能を有する「姫路市防災センター」には、最新鋭の機能を有する高機能消防指令センターや、災害時に情報を一元化・共有化するための防災情報システムを備えた災害対策室を設置しています。



姫路市防災センター

また、消防局は防災事務とともに、テロ対策や感染症対策

をはじめとした危機管理、国民保護等も担っています。

## すべては安全・安心のために

都市化の進展に伴う地域コミュニティの弱体化は、本市においても例外ではありません。



ひめじ防災プラザ

市民生活の「安全・安心」を確保し、維持するためには、行政と住民が一体となった地域防災力の強化が必要です。

そのため、防災センター1階に「ひめじ防災プラザ」を設置し、楽しみながら消防防災に関する知識の習得と体験をすることができる防災展示・学習施設として、多くの市民の方に利用していただいています。

さらに、全国初となる新たな取組として、全市民参加型の「まもりんピック姫路」を開催しました。これは、各種災害を想定した消防防災ゲームや競技等を通じて、自主防災の輪を広げることが目的です。全国的にも優れた取組として高く評価をいただいています。今後、継続開催し、地域防災力の一層の強化に努めます。



まもりんピック姫路

## 未来へ継承「ふるさと・ひめじ」

姫路消防の責務は、市民の誰もがいつまでも守り続けたいと思えるような「ふるさと・ひめじ」を未来の子どもたちに継承していくため、各種災害に的確に対応できるように組織や体制の充実強化を推進していくことです。

これからも市民とともに手を携え、職員一丸となって消防防災・危機管理体制の強化を図っていきます。

## 文化財防火デー消防総合訓練の実施

### 市川市消防局

市川市消防局は去る1月26日、市内にある中山法華経寺、妙栄山妙好寺の2箇所の寺院で文化財防火デー消防総合訓練を実施しました。訓練は、震度6強の大地震により火災が発生したとの想定で、重要物搬出訓練、救護・救出訓練、近隣の幼稚園児による避難訓練や自衛消防隊による初期消火訓練を行い、消防と自衛消防隊が相互に連携を取り、実戦さながらの訓練となりました。訓練の最後には一斉放水で締めくくり、文化財の保護と防火意識の高揚を市民に呼びかけました。



灯ろうの下敷きになった要救助者を救出している救助隊

## 警察局員を招きセキュリティ研修の実施

### 和歌山市消防局

和歌山市消防局では去る2月1日と2日、消防職員を対象として「情報セキュリティ対策研修会」を実施しました。講師に近畿管区警察局和歌山県情報技術解析課の技術指導係長を招き、USBメモリを媒介としたボットネット、オートランウイルス、ガンブラー等の最新の脅威とその対策を紹介してもらいました。また、研修では、2台のパソコンを使い実際に感染させ、攻撃させるデモンストレーションを行い、職場のみならず家庭でも情報管理に万全の対策をとる必要性を実感しました。



2画面を使ったウイルス感染による様々な影響の紹介

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 自衛消防隊が消防分団として出動

### 摂津市消防団

摂津市消防団は1月1日から機能別消防分団の運用を開始しました。これは、市内の事業所(芦森工業株、株カネカ、ダイキン工業株)の協力を得て、これらの各自衛消防隊を機能別消防分団として初めて運用するものです。当市では現在29分団337人の基本消防団員が活動していますが、このうち約8割が被雇用者で、平日昼間の消防団の運用が課題となっていました。今回、42名の機能別団員が新たに加わり、32分団379名の新体制となり、昼間の消防力の充実・強化が期待されます。



昼間の消防力の充実・強化が期待される機能別消防分団

## 少年消防隊が重伝建の街並みを夜回り

### 恵那市消防本部

恵那市消防本部は去る1月22日、恵那市少年消防隊岩村地区隊員16人と恵那市消防団岩村分団16人、西町一丁目自治会長など約45人がともに国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村町本通りで「夜回り」を行い、拍子木を叩きながら火災予防を呼びかけました。この日は、途中で雪が舞ってくる中、岩村町内の大切な建物や、そこに住んでいる人の大切な命を守ろうと、子どもたちの「火の用心」のかけ声と拍子木の音が、歴史ある街並みに元気よく響いていました。



「火の用心」の元気なかけ声が街中を駆けめぐった

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 火災調査科 (第18期)

消防大学校では、平成21年10月19日から12月11日までの54日間にわたり火災調査科 (第18期) を実施しました。今年度は、火災原因調査現場における指揮、指導者の育成を行うため、座学、実科ともにより実践的なカリキュラムとしました。

座学では、説明責任等火災調査を取り巻く現状を認識し、その対応能力を高めるため、PL法対策、訴訟対応の現状と課題、今後の対応策について実例を基にした講義、さらに、現場における折衝力を高めるための講義も実施しました。

実科では、模擬家屋火災鑑識実習、車両火災鑑識実習、電気火災鑑識実習、化学火災鑑識実習、微小火源鑑識実習、放火・燃焼機器鑑識実習などを行いました。

模擬家屋火災鑑識実習は、約20㎡の建物4棟を作り、その内装材や家財を、実際の建物と同等に設定し、それぞれ違った原因で火災を発生させて燃やし、実際の現場と同じように火災調査を進めていくものです。各棟に配置された講師の指導のもと、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習を実施しました。製造物を出火原因と

する建物については、後日、同等品において再現実験を実施し、現場調査から鑑識、再現実験を基にした火災調査書の作成、火災予防指導など科学的出火原因判定に基づく火災予防指導技法を習得することができました。

また、車両火災鑑識実習 (実車4台を使用して実施) においては、学生が他の班員に原因説明をすることにより、製造物火災における説明責任の重要性についても実感することができました。

演習では講義演習、火災調査結果発表のほか、学生間の問題意識を高めることにより、その解決能力の向上を図ることを目的に課題研究を実施しました。成果物の内容及び発表要領ともに、当初の目標を十分達成することができ、学生からも達成感があったとの意見が寄せられました。

さらに、入校期間中4回の校外研修を実施し、各専門分野の技術者から構造、理論などを直接講義、実習を受けることができました。

この研修期間を通して得た専門的な知識、技術、経験、そして人とのつながりは、47名全員にとってかけがえのないものです。

今後は、火災調査科卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的根拠に基づいた火災調査業務の遂行に期待します。

「火災調査は明日の火事を消すために！ 被災者救済のために！」は、火災調査科第18期生の信条です。



車両火災鑑識実習



燃焼機器鑑識実習

## 消防団長科 (第56期)

消防団長科は、全国の消防団長及び副消防団長を対象とした研修課程で、消防団の上級幹部として必要な知識及び能力を総合的に修得することを目的としています。

平成21年12月1日から12月9日までの実日数7日間にわたり、消防団長科第56期の学生20名が研修を修め、消防大学校消防団長科の卒業生は、前身の消防講習所を含

め2,223人となりました。

教育訓練内容としては、最新の消防防災行政を取り巻く状況と国や先進本部の取組についての理解を深めるため、消防庁長官講話を始め、国民保護行政、応急対策行政の講義を総務省消防庁の危機管理センターで受講し、視察研修として東京消防庁の第八消防方面本部で航空機

の応援体制や最先端の消防救助技術の見学を行いました。

また、平成18年7月豪雨による土砂災害の災害対応事例について学ぶとともに、消防団本部と災害現場の情報連絡体制の確保をテーマとした、学生参加型の指揮シミュレーション訓練を実施しました。

さらに、消防団を取り巻く環境の変化に対応するため、消防大学校長講話や消防実務管理、消防団運営、女性消防団員の活動、消防団員の確保や機能別消防団員の推進等の講義を受講しました。

この他、課題・事例討議では、消防団協力事業所表示制度の取組や地域防災活動への事業所の参加を促す施策などの情報提供や学生同士の意見交換が活発に行われ、消防団が抱える諸課題に対する消防団幹部としての取組の大切さを深く認識するものとなりました。

今後は、消防大学校において習得した知識・技術や課題討議での取組をそれぞれの組織で活かすとともに、入校中に培った全国レベルのネットワークを大切にして、更なる活躍をされるよう期待しています。



課題・事例討議



危機管理センターにて河野消防庁長官と



指揮シミュレーション風景



視察研修

## 消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第18期) 10月28日～12月15日 72名	齊藤 信行	四街道市消防本部 (千葉県)
	沼尾 昭仁	東京消防庁 (東京都)
	小金澤貴史	川崎市消防局 (神奈川県)
	川崎 正	嶺北消防組合消防本部 (福井県)
	伊藤 謙二	掛川市消防本部 (静岡県)
	堀 英治	大阪府立消防学校 (大阪府)
	北本 善一	加古川市消防本部 (兵庫県)
	藤島 潤典	佐賀広域消防局 (佐賀県)
警防科 (第86期) 10月26日～12月18日 60名	藤田 誠	札幌市消防局 (北海道)
	江積 明博	高崎市等広域消防局 (群馬県)
	森田 正浩	大垣消防組合消防本部 (岐阜県)
	澄川 聡洋	大竹市消防本部 (広島県)
	廣崎 貴雄	長崎市消防局 (長崎県)
	坂崎 誠一	熊本市消防局 (熊本県)

# 消防団活動への理解と協力の呼びかけ

## 防災課

消防団は消防本部や消防署と同じく、消防組織法に基づいて市町村に設置されている消防機関です。平成21年4月1日現在、全国で2,336団が設置されており、88万5,394人が消防団員として地域の安全を守るために活躍しています。

消防団は、それぞれの地域の住民等によって組織されていますが、消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。消防団員は、それぞれの地域において、平時は生業を持ちながら、いざ火災などの災害が発生した場合には、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神を持って、いち早く現場へ駆けつけ、消火活動や警戒、救護などに活躍しています。

昨年7月に中国・九州北部地方を襲った豪雨災害では、各地において消防団員が、昼夜を問わず、冠水地域の警戒や避難者の誘導などの献身的な活動を行い、被害の軽減に大きく寄与しました。自分たちの町を災害から守る消防団には、地域住民から高い期待が寄せられています。

このように消防団は、地域の暮らしの安全を守る上において大変重要な役割を果たしていますが、近年の産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員の被雇用者化・高齢化、消防団員数の減少など、様々な課題に直面して

います。

消防庁としては、これらの諸課題に対処し、消防団の更なる充実強化を図るため、各種施策を実施しており、例えば、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」や、消防団員入団促進ポスター・パンフレット、PRビデオの作成・配布や政府提供のテレビ番組等、各種広報媒体を通じたPRなどの様々な施策を推進しています。

消防団の活動は、災害時の消火活動、救助活動のほかにも、平常時の救命講習指導、住宅防火訪問など多岐にわたっています。近年は、女性消防団員が増加傾向にあり、高齢者宅の防火訪問、子どもたちへの防災教育、様々な広報活動への参加など、幅広く活動しています。全ての活動に参加できなくても、一人ひとりにできることがあるはずです。ぜひ、多くの皆様に消防団活動に対する理解を深めていただき、「街を守る。安心をつくる。」消防団活動に参加していただけることを期待しています。

消防団のホームページもご覧ください  
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>



保育園児を対象に防火教室を開催する女性消防団員  
 (写真提供：北海道・遠軽地区広域組合消防本部)



山林火災の残火処理活動をする消防団員  
 (写真提供：山梨県・甲州市役所)

# 林野火災の防止

## 特殊災害室

林野火災は、例年春先を中心に多く発生しています。これは、春先に降雨量が少なく空気が乾燥し、強風が吹くなかで火入れが行われたり、土・日曜日や祝日に山菜採りや森林レクリエーションなどを楽しむ入山者が増加することなどが原因と考えられます。平成20年中では、3月に414件と最も多くの林野火災が発生しました（平成20年中の林野火災の出火件数は1,891件、死者は13人、焼損面積は839ha、損害額は6億609万円）。

また、出火原因は、「たき火」や「火入れ」の際に火気の手扱いが不注意だったり、「たばこ」の火の不始末によるものが多いのが特徴で、平成20年中は、この3つで出火原因の51.9%を占めています。

林野火災の消防活動は、消防水利の不足や道路状況が良くないなどの地理的、地形的条件から困難を伴う場合が多く、特に空気の乾燥や強風等の気象条件も加わると、火災が広範囲に広がる危険性があります。加えて、一度焼失した森林は、再生するまでに長い年月と多くの労力や経費を要するとともに、保水能力が低下し、台風や集中豪雨などの大雨に伴って土砂崩れなどの自然災害を誘発するおそれもあります。

失火による林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意しましょう。

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ 火気を使用する場合は、気象状況、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず

用意すること

- ・ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ・ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ・ 火入れを行う際、許可を必ず受けること
- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ 火遊びはしないこと

林野火災の多くは、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な森林資源、さらには人命や財産を火災から守るため、林野での火気の手扱いにはくれぐれも気をつけましょう。



全国山火事予防運動（平成22年3月1日～3月7日）

# 消防研究センター等の一般公開のお知らせ

## 消防大学校・消防研究センター

平成22年度の科学技術週間（4月12日(月)から18日(日)）にあたり、消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び財団法人消防科学総合センターでは、一般の方々に敷地内の試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を行います。

**1. 日時** 平成22年4月16日(金)  
午前10時から午後4時まで  
入場無料

**2. 場所** 消防大学校・消防研究センター  
(調布市深大寺東町4-35-3)  
日本消防検定協会 本所  
(調布市深大寺東町4-35-16)  
※(同一敷地内にあります。)

### 3. 公開内容(予定)

#### 【消防大学校・消防研究センター】

- バイオディーゼルの燃焼実験、防火服の火災暴露試験、油火災・可燃性液体火災の消火実験、リアルタイム地震防災情報システムや消防防災用ロボットの实演、原因調査室の調査業務の展示等、研究・業務内容の紹介、機動鑑識車、消防車両の展示 -

#### 【日本消防検定協会】

- 住宅用火災警報器の展示・火災検知実演、消火器の操作体験、エアゾール式簡易消火具による天ぷら鍋火災消火実演 -

#### 【財団法人消防科学総合センター】

- 消防防災GIS、消防防災博物館、防災・危機管理e-カレッジ、消防ヒヤリハットデータベース、石油コンビナートの防災アセスメント、消防力適正配置調査等業務内容の紹介 -

### 4. 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口下車、「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス(6番乗り場)で「消防大学前」下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口下車、「野ヶ谷」行きバス(8番乗り場)で「消防大学前」下車
- (3) 京王線仙川駅下車、「吉祥寺駅」「三鷹駅」行きバスで「団地西口」下車、徒歩5分
- (4) 京王線調布駅北口下車「杏林大学病院」行きバス(14番乗り場)で「東町3丁目」下車、徒歩5分

#### 〈問い合わせ先〉

- 消防研究センター 研究企画室  
電話：0422(44)8331(代表)  
ホームページ <http://www.fri.go.jp/>
- 日本消防検定協会 総務部庶務課  
電話：0422(44)7471(代表)  
ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>
- 財団法人消防科学総合センター 総務課  
電話：0422(49)1113(代表)  
ホームページ <http://www.isad.or.jp/>



消防防災用ロボットの实演



泡消火剤による小規模タンク火災の消火実演

## 1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防総第28号	平成22年 1月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長	平成22年度消防庁広報テーマについて
消防危第16号	平成22年 1月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について
消防予第33号	平成22年 1月21日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成22年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第35号	平成22年 1月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成22年春季全国火災予防運動の実施について

## 広報テーマ

3 月		4 月	
①地域に密着した消防団活動の推進	防災課	①消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課
② e-カレッジによる防災・危機管理教育 のお知らせ	防災課	②林野火災の防止	特殊災害室
③少年消防クラブ活動への理解と参加の 呼びかけ	防災課		